

2026年6月19日

各位

大阪市淀川区西宮原2丁目6番64号  
 IDEC 株式会社  
 代表者役職名 代表取締役会長兼社長  
 氏名 船木俊之  
 (コード番号 6652 東証プライム)  
 問合せ先  
 責任者役職名 上席執行役員 経営戦略企画担当  
 氏名 吉見晋一  
 TEL (06) 6398-2500

### 譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分（以下、「本自己株処分」という。）を行うことについて、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

#### 1. 処分の概要

(1) 払込期日	2026年7月18日
(2) 処分する株式の種類 および数	当社普通株式 2,530株
(3) 処分価額	1株につき 3,155円
(4) 処分総額	7,982,150円
(5) 処分予定先	当社の執行役員 6名 2,530株

#### 2. 処分の目的および理由

当社は、2023年6月16日開催の当社第76期定時株主総会において、当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）が株価変動に伴う株主の皆さまとの利害共有を一層強め、企業価値向上および中長期的な業績向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対し、譲渡制限付株式を交付する株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入すること並びに本制度に基づき、当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額20百万円以内として設定すること、当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対して各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の総数は10,000株を上限とすることおよび譲渡制限付株式の譲渡制限期間を当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員、または従業員のいずれの地位からも退任または退職するまでの期間とすること等につき、ご承認をいただいております。

本日、当社取締役会により、当社第79期定時株主総会から2027年6月開催予定の当社第80期定時株主総会までの期間に係る譲渡制限付株式報酬として、割当予定先である当社の執行役員6名（以下、総称して「割当対象者」という。）に対し、金銭報酬債権合計7,982,150円を支給し、割当対象者が当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法によって給付することにより、特定譲渡制限付株式として当社普通株式2,530株を割り当てることを決議いたしました。なお、各割当対象者に対する金銭報酬債権の額は、当社における各割当対象者の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案の上、決定しております。また、当該金銭報酬債権は、各割当対象者が、当社との間で、以

下の内容をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「割当契約」という。）を締結すること等を条件として支給いたします。

### 3. 割当契約の概要

#### ① 譲渡制限期間

2026年7月18日より当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員、または従業員のいずれの地位からも退任または退職するまでの期間

上記に定める譲渡制限期間（以下、「本譲渡制限期間」という。）において、割当対象者は、当該割当対象者に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができません（以下、「譲渡制限」という。）。

#### ② 無償取得の取り扱い

当社は、割当対象者が、本譲渡制限期間が満了する前に当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員、または従業員のいずれの地位からも退任または退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を、当該退任または退職の時点をもって、当然に無償で取得するものといたします。

また、本割当株式のうち、本譲渡制限期間が満了した時点（以下、「期間満了時点」という。）において下記③の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、期間満了時点の直後の時点をもって、当社はこれを当然に無償で取得するものといたします。

#### ③ 譲渡制限の解除

当社は、割当対象者が、本譲渡制限期間中、継続して、当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員、または従業員のいずれかの地位にあったことを条件として、期間満了時点をもって、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除いたします。

#### ④ 株式の管理に関する定め

割当対象者は、当社が指定した証券会社に、当社が指定する方法にて、本割当株式について記載または記録する口座の開設を完了し、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式を当該口座に保管・維持するものといたします。

#### ⑤ 組織再編等における取り扱い

当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始月から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除するものといたします。

この場合には、当社は当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、上記の定めに基づき同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を当然に無償で取得するものといたします。

### 4. 払込金額の算定根拠およびその具体的内容

本自己株処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、当社取締役会決議日の直前営業日（2026年6月18日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である3,155円としております。これは、当社取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

### 5. その他

株式報酬の交付時において国内非居住者である者には、当該株式報酬に相当分のファントムストックを支給するものとしております。